

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(混信防止機能)</p> <p>第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇九 略〕</p> <p>十 超広帯域無線システムの無線局（施行規則第四条の四第二項第二号に規定するものをいう。以下同じ。）については、次に掲げる機能</p> <p>イ <del>施行規則第四条の四第二項第二号(1)(一)及び同号(2)（ロ及びハに掲げるものを除く。）</del>に掲げるものについては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能</p> <p>〔ロ・ハ 略〕</p> <p>ニ <del>施行規則第四条の四第二項第二号(1)(二)</del>に掲げるものについては、施行規則第六条の二第五号に規定する機能</p> <p>〔十一・十二 略〕</p> <p>(特定小電力無線局の無線設備)</p> <p>第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>〔一〇六 略〕</p> <p>七 九二〇・五MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用するもの（前号に規定するものを除く。）</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ 無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が九二〇・六MHz以上九二八MHz以下の周波数のうち九二〇・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。へにおいて同じ。）を使用するものであること。ただし、キャリアセンスを備え付けるものについては、同時使用可能な最大チャネル数は、<u>二〇</u>とする。</p> <p>〔三〇へ 略〕</p> <p>〔八〇十五 略〕</p>	<p>(混信防止機能)</p> <p>第九条の四 〔同上〕</p> <p>〔一〇九 同上〕</p> <p>十 〔同上〕</p> <p>イ <del>施行規則第四条の四第二項第二号(1)(一)</del>に掲げるものについては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能</p> <p>〔ロ・ハ 同上〕</p> <p>ニ <del>二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するもの</del>については、施行規則第六条の二第五号に規定する機能</p> <p>〔十一・十二 同上〕</p> <p>(特定小電力無線局の無線設備)</p> <p>第四十九条の十四 〔同上〕</p> <p>〔一〇六 同上〕</p> <p>七 〔同上〕</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>ハ 無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が九二〇・六MHz以上九二八MHz以下の周波数のうち九二〇・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。へにおいて同じ。）を使用するものであること。ただし、キャリアセンスを備え付けるものについては、同時使用可能な最大チャネル数は、<u>五</u>とする。</p> <p>〔三〇へ 同上〕</p> <p>〔八〇十五 同上〕</p>
<p>備考 表中の「<u> </u>」は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。